

本人確認書類のご提出

No.	書類	書類毎のご注意事項
個人番号記載書類	1 個人番号カード	・表面のコピーが必要です。(郵送の場合は表・裏の両面のコピーが必要です。)
	2 住民票の写し (個人番号の記載あり)	・発行後、6カ月以内が有効期限です。 ・2～3枚ものは、すべてのページが必要です。
	3 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載あり)	
4 住民票の写し(個人番号の記載なし) 又は、 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載なし)		
5	運転免許証	・有効期限年月日をご確認ください。(免許更新中のときは裏面の延長印のコピーも必要です。) ・住所変更された場合は、裏面のコピーも必要です。
6	運転経歴証明書	・平成24年4月1日以降交付のもの。 ・住所変更された場合は、裏面のコピーも必要です。
7	印鑑証明書	・発行後、6カ月以内が有効期限です。
8	各種健康保険証	・有効期限年月日の記載のある場合は、年月日をご確認ください。 ・住所が記入されていることが必要です。 ・記載されている被保険者等記号・番号及び保険者番号を黒塗りする等行っていただきますようお願いいたします。
9	各種年金手帳	・年金の名称、お名前、ご住所、生年月日が記載されていることが必要です。
10	在留カード	・有効期限年月日をご確認ください。
11	特別永住者証明書	・住所変更された場合は、裏面のコピーも必要です。

当社への口座のお申込みにあたっては、個人番号が記載されている個人番号記載書類と、犯収法および税法上のお名前、住所、生年月日等ご本人を確認できる書類をご準備ください。

※個人番号確認のためには、1、2、3の個人番号記載書類が必要です。

※個人番号記載書類「通知カード」は、法令の改正により2020年5月25日に廃止されることとなりましたが、経過措置が設けられており、記載事項に変更がない場合、または記載事項の変更手続きをお住まいの市町村役所にて済んでいる場合は引き続きご利用いただけます。

1. 個人番号カード(顔写真あり)が、1つあれば、犯収法および税法上、両方を兼ねることができます。
- 2.3. 個人番号の記載された住民票の写し又は、住民票記載事項証明書のときは、5～11の中から1つご準備ください。

法人の場合は、法人番号が記載されている書類と、登記事項証明書など法人の確認ができる書類および取引代理人の本人確認書類をご準備ください。

